



内閣府

令和4年7月15日
国際平和協力本部事務局

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の終了について

1. 我が国は、本年4月28日にウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について閣議決定し、ドバイ（アラブ首長国連邦）にある国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の倉庫に備蓄された人道救援物資をウクライナ周辺国（ポーランド共和国及びルーマニア）に自衛隊の航空機により空輸する国際平和協力業務を行ってきたところです。
今般、UNHCRより要請された人道救援物資について全て空輸を終えたところ、同業務の実施計画で定めた実施期限である本日をもって、ウクライナ被災民救援国際平和協力業務は終了します。
2. 今後の予定
国際平和協力業務の実施の結果について、遅滞なく国会に報告

（参考）ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実績

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画に基づき編成されたウクライナ被災民救援空輸隊は、本年5月1日から6月27日までの間、計8便の運航で毛布、ビニールシート、ソーラーランプ及びキッチンセット、計4品目で約103トンの人道救援物資をドバイからポーランド又はルーマニアに空輸した。